

第1部

貸与奨学金制度の概要

1 貸与奨学金の種類と貸与額

貸与奨学金の種類には次の3種類があります。

奨学金の種類	利子	貸与の方法	
第一種奨学金	無利子	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
第二種奨学金	有利子	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
入学時特別増額貸与奨学金	有利子	一時金	上記の奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込

※第一種奨学金と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを併用貸与といいます。

併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。申し込む場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。

※入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。第一種奨学金・第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率については12ページ **8** を参照してください。

(1) 第一種奨学金 大学院の課程の区分に応じた金額を選択します。

奨学金の種類	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	博士課程相当
第一種奨学金	50,000円 88,000円	80,000円 122,000円

(2) 第二種奨学金

奨学金の種類	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	博士課程相当
第二種奨学金	50,000円 80,000円 100,000円 130,000円 150,000円	

法科大学院において貸与月額15万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

法科大学院の増額	
4万円増額（15万円＋4万円＝月額19万円）	
7万円増額（15万円＋7万円＝月額22万円）	

※増額分の利率については12ページ **8** (2)を参照してください。

[大学院の課程の区分]

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※6年制薬学部を基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取扱います。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金（一時金）

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択できます。

申込みは入学時（編入学者は編入学時）の1回に限ります。

同時に申し込む第一種奨学金・第二種奨学金の貸与始期を入学年月とする必要があります。

5 貸与奨学金の選考基準

人物・学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を在学期が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

(1) 学力基準

【第一種奨学金・第二種奨学金】

項目	区分	「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」	「第二種奨学金のみ」
学力基準	修士・博士前期課程	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
	博士・博士後期課程	大学・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学・大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

※併用貸与の学力基準については、第一種奨学金及び第二種奨学金を同時に申し込む場合のほか、既に第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込む場合も適用されます。

※課程の区分については6ページ **1** を参照してください。

(2) 家計基準

(単位：万円)

(収入基準額) 家計基準	奨学金の種類	修士課程相当	博士課程相当
	第一種奨学金	299	340
	第二種奨学金	536	718
	併用貸与	284	299

本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の2021年分（1月～12月）の収入金額が、該当の収入基準額以下であることが必要です。なお、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の【参考】給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。

※課程の区分については6ページ **1** を参照してください。

【参考】給与所得控除（配偶者のみ）

年間収入金額（控除前）	控除額
400万円以下の場合 (ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は年間収入金額と同額である)	年間収入額×0.2+214万円
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

(注1) 第一種奨学金については、収入基準額を超えていても採用される場合がありますので、学校に確認してください。

(注2) 併用貸与の家計基準については、第一種奨学金及び第二種奨学金を同時に申し込む場合のほか、既に第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込む場合も適用されます。

(注3) 収入金額については、27～28ページ「**5** 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領」をご覧ください。

(注4) 配偶者の給与所得の控除については、選考の際に機構で計算しますので、奨学金申込画面（スカラネット）には、必ず控除前の年間収入金額を入力してください。